

議第二百二十九号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（岐阜県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 説 明

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

